

教育刷新委員会

別紙教育刷新委員会委員長報告
教育の理念及び教育基本法に関すること

司法大臣 為	大藏大臣 如	内務大臣 正	外務大臣 子
商工大臣	農林大臣 尾	厚生大臣 月	文部大臣 四
齋藤國務大臣	幣原國務大臣 長	遠藤大臣 在	運輸大臣 子
	勝國務大臣	金村國務大臣	植原國務大臣 如
	昭	如	

内閣總理大臣

内閣書記官長
内閣副書記官長

閣甲第四五一號

起
昭和三十年十二月

開議
昭和三十年一月四日
裁可
昭和 年 月 日

施行
昭和 年 月 日

内閣書記官
官長

外三件

右供覽

回付案

昭和二十二年一月四日

内閣書記官長

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から別紙のとおり報告があつたので命によつて送付します。

昭和二十二年十二月二十七日

教育刷新委員会委員長安倍能成



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

教育刷新委員会第十七回總會に於て左記事項を決議致したので報告する

尚この決議事項を速かに實現されるよう取計らはれたい
記

- (一) 教育の理念及び教育基本法に関すること (別紙一)
(二) 學制に関すること (別紙二)

1. 國民學校初等科につづく教育機関について

2. 中學校につづく教育機関について

3. 高等學校につづく教育機関について

4. 教員養成について

(三) 私立學校に關すること

(四) 教育行政に關すること

(別紙 三)

(別紙 四)

(一) 教育の理念及び教育基本法に關すること (昭和二十一年九月臨時教育審議報告)

一 教育基本法を制定する必要があると認められたこと

二 教育理念はおほむね左記のやうなものとす。教育基本法の中に教育の目的、教育の方針としてとりいれること

一 教育の目的

教育は、人間の開發をめぐし、民主的、平和的、國家及び社會の形成者として、真理と正義とを受し、個人の尊嚴を尚び、勤勞と誠實とを重んずる。心身共に健康な國民の育成を期するにあること

二 教育の方針

教育の目的は、あらゆる機會とあらゆる場とを通じて實現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性、學問の自由とを尊重し、現實との關聯を考慮しつつ、自發的、精神を涵養し、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢獻するやうに努めなければならないこと

三 教育基本法には、この法律の制定の由來、趣旨を明らかにするため

前文を附することとし、その内容は、おほむね左のやうなものとす。

- 一 従来の教育が劃一的で形式に流れた缺かんを明らかにすること。
- 二 新憲法の改正に伴う民主的、文化國家の建設が教育の力によつてこそ、そのべ、新教育の方向を示すこと。
- 三 この法律と憲法及び他の教育法令との關係を明らかにすること。
- 四 教育刷新に對する國民の覺悟をのべること。
- 五 教育基本法の各條項として、おほむね左の事項をとり入れ、新憲法の趣旨を敷衍するとともにこれらの事項につき原則を明示すること。

- (一) 教育の機會均等
- (二) 義務教育
- (三) 女子教育
- (四) 社會教育
- (五) 政治教育
- (六) 宗教教育

(七) 學校の性格
(八) 教員の身分

(九) 教育行政

五前項に示した教育基本法の各條項の内容については、總會、各縣、別委員會の審議の結果をとり入れ、ことし、文部省において、右の趣旨に則つて、教育基本法案を作成せらるることとし。